



納める人

1月1日現在で土地、家屋及び償却資産を所有する人



非課税

- 1 国や地方公共団体等
- 2 公共用道路、墓地、保安林、国立公園又は国定公園内の一定の土地、学校等



納める額

$$\text{税 額} = \text{課税標準額} \times \text{税 率 (1.4\%)}$$



課税標準

- 1 1月1日現在の固定資産の価格
(固定資産評価基準により評価され、固定資産課税台帳に登録されている価格)
- 2 土地、家屋については、原則として3年に1度、評価替えを行います。



課税標準の特例

- 1 小規模住宅用地（住宅が建っている土地のうち200㎡までの部分）
 - (1) と (2) のうち、いずれか低い額
 - (1) 今年度の評価額 $\times \frac{1}{6}$
 - (2) 前年度の課税標準額 + 今年度の評価額 $\times \frac{1}{6} \times 5\%$
(ただし、今年度の評価額 $\times \frac{1}{6} \times 20\%$ を下回る場合は 今年度の評価額 $\times \frac{1}{6} \times 20\%$ とする。)
- 2 住宅用地（住宅が建っている土地のうち200㎡を超える部分）
 - (1) と (2) のうち、いずれか低い額
 - (1) 今年度の評価額 $\times \frac{1}{3}$
 - (2) 前年度の課税標準額 + 今年度の評価額 $\times \frac{1}{3} \times 5\%$
(ただし、今年度の評価額 $\times \frac{1}{3} \times 20\%$ を下回る場合は 今年度の評価額 $\times \frac{1}{3} \times 20\%$ とする。)

固定資産税

3 市町村税のあらまし

3 商業地等の宅地（住宅以外の建物が建っている土地など）

下表の負担水準に応じた額

区 分	負担水準	
商 業 地 等	70%～	今年度の評価額×70%
	60～70%	前年度の課税標準額を据え置き
	～60%	前年度の課税標準額+今年度の評価額×5% 〔ただし、今年度の評価額×60%を上回る場合は今年度の評価額×60% 今年度の評価額×20%を下回る場合は今年度の評価額×20%とする。〕

$$\text{負担水準} = \frac{\text{前年度の課税標準額}}{\text{今年度の評価額}} \times 100 (\%)$$

4 農地（田・畑）

(1) と (2) のうち、いずれか低い額

- (1) 今年度の評価額
- (2) 下表の負担水準に応じた額

区 分	負担水準	
農 地	90%～	前年度の課税標準額×1.025
	80～90%	前年度の課税標準額×1.05
	70～80%	前年度の課税標準額×1.075
	～70%	前年度の課税標準額×1.10

$$\text{負担水準} = \frac{\text{前年度の課税標準額}}{\text{今年度の評価額}} \times 100 (\%)$$



免税点

土 地	家 屋	償 却 資 産
30万円	20万円	150万円



納 税

市町村から送られる納税通知書によって、市町村が条例で定める納期（4月・7月・12月・2月の年4回など）までに納めます。